

令和三年五月二十一日受領
答弁第一三二二号

内閣衆質二〇四第一三三二号

令和三年五月二十一日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員江田憲司君提出衆議院国土交通委員会における非居住者（外国人）のカジノ所得に対する課税についての特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の虚偽答弁等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出衆議院国土交通委員会における非居住者（外国人）のカジノ所得に対する課税についての特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の虚偽答弁等に関する質問に対する答弁書
一及び二について

御指摘の文書は、少なくとも、「国内の公営ギャンブルの勝ち金と等しく、源泉徴収を行わないよう要望したものであり、御指摘の答弁は「虚偽答弁」ではない。

三について

政府としては、令和二年十二月十日に与党が取りまとめた「令和三年度税制改正大綱」を踏まえて対応してまいりたい。

四について

令和二年度の税制改正プロセスにおいて、財務省が、非居住者のカジノ所得に対する源泉徴収等の導入を検討する必要性について提示したことは事実である。

五について

お尋ねの「介入」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。